

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
平成 12 年 分	1,464,263,808	218,880,749	541,988,586
13	1,945,871,870	290,798,236	615,124,001
14	465,157,914	69,882,121	116,214,177
15	297,013,375	44,416,974	68,238,750
16	263,561,395	39,451,439	65,457,043
公 社 債	655,785	98,499	118,266
社 債	3,498,693	520,269	2,299,433
預 貯 金 { 郵 便 貯 金	231,560,889	34,618,353	59,393,844
{ 銀 行 預 金	14,900,091	2,225,127	1,933,275
{ 銀行以外の金融機関の預金	7,203,157	1,079,033	1,626,310
勤 務 先 預 金 の 利 子	2,942,006	488,283	12,562
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配	389,092	58,721	73,192
公 社 債 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配	38,087	5,717	161
小 計	261,187,800	39,094,002	65,457,043
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等	2,251,912	338,012	-
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配、生 命 保 険 等 の 差 益	177,444	18,662	-
割 引 債 の 償 還 差 益	4,239	763	-
計	263,561,395	39,451,439	65,457,043

調査対象 平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額
	千円	千円	千円
平成 12 年 分	111,161,270	22,188,457	11,218,508
13	110,343,129	22,060,088	14,450,564
14	122,711,521	24,542,148	13,437,422
15	134,153,509	21,340,373	13,376,996
16	138,853,483	21,712,833	16,413,641
利 益 又 は 利 息 の 配 当、剩 余 金 の 分 配、基 金 利 息 の 分 配 等	138,852,101	21,712,644	16,413,481
公 募 私 募 証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等	1,382	189	160
計	138,853,483	21,712,833	16,413,641

調査対象 配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」等及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
その他非課税分支払金額				
千円	千円	千円		
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	平成 12 年 分	
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13	
66,660,727	648,032,818	69,882,121	14	
29,060,523	394,312,648	44,416,974	15	
47,836,366	376,854,804	39,451,439	16	
8,915,094	9,689,145	98,499	公 社 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債運用信託の収益の分配	
30,384,154	36,182,280	520,269		
782,260	291,736,993	34,618,353		
2,579,433	19,412,799	2,225,127		
5,007,152	13,836,619	1,079,033		
-	2,954,568	488,283		
19,057	481,341	58,721		
2	38,250	5,717		
47,687,152	374,331,995	39,094,002		小 計
149,214	2,401,126	338,012		定期積金の給付補てん金等
-	117,444	18,662	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	4,239	763	割引債の償還差益	
47,836,366	376,854,804	39,451,439	計	

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分		合 計		区 分
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	千円	千円	
1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226	平成 12 年 分
1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273	13
2,473,214	848,819	138,622,157	25,390,967	14
4,983,304	1,727,108	152,513,809	23,067,481	15
-	-	155,267,124	21,712,833	16
-	-	155,265,582	21,712,644	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等 公募私募証券投資信託の収益の分配等
-	-	1,542	189	
-	-	155,267,124	21,712,833	計

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。①利子等の支払調書 ②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 ③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ④給与所得の源泉徴収票 ⑤非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

## (3) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
給与所得 { 俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 計	646,485	1,934,920,354	82,251,951	3,883,980	11,550,540,737
	-	4,208,804	119,367	-	300,852,465
	-	1,939,129,158	82,371,318	-	11,851,393,202
退職所得	18,403	194,481,630	4,568,665	122,281	246,860,115
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	2	-

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」等及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

## (4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分	給 与 所 得						
	官 公 庁		そ の 他		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
給与所得	平成12年分	2,316,983,631	93,964,687	11,231,279,358	367,508,380	13,548,262,989	461,473,067
	13	2,343,929,618	104,105,603	10,865,872,550	349,016,888	13,209,802,169	453,122,491
	14	2,090,634,342	91,837,754	10,830,012,745	344,449,694	12,920,647,086	436,287,448
	15	2,073,628,726	86,992,605	12,147,231,326	329,623,958	14,220,860,052	416,616,563
	16	1,939,129,158	82,371,318	11,851,393,202	345,190,350	13,790,522,360	427,561,668
退職所得	平成12年分	195,532,937	4,357,452	377,628,883	6,314,652	573,161,820	10,672,104
	13	220,933,182	5,601,084	510,300,203	8,624,128	731,233,385	14,225,212
	14	196,326,426	5,081,228	490,421,623	9,308,052	686,748,049	14,389,280
	15	208,901,199	5,035,911	246,386,471	6,956,652	455,287,670	11,992,563
	16	194,481,630	4,568,665	246,860,115	7,412,729	441,341,745	11,981,394

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

## (5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源 泉 徴 収 選 択 口 座 内 調 整 所 得 金 額 等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	57,526,786	3,816,911

調査対象 平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

他	合 計			区 分
源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	人	千円	千円	
343,438,963	4,530,465	13,485,461,091	425,690,914	俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 } 給与所得 計
1,751,387	-	305,061,269	1,870,754	
<b>345,190,350</b>	-	<b>13,790,522,360</b>	<b>427,561,668</b>	
7,412,729	140,684	441,341,745	11,981,394	退職所得
64	2	-	64	災害減免法により徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
平成	12 年 分	766,465	533,550,080	35,288,774
	13	1,160,897	568,094,523	33,939,591
	14	931,522	552,862,278	32,691,019
	15	842,704	546,541,725	29,406,986
	16			
法 第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	184,303	16,815,417	1,737,304
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	283,428	84,291,396	8,538,090
	診 察 報 酬	7,053	118,216,482	10,408,985
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	47,692	73,760,365	4,125,508
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	10,263	3,019,848	312,807
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	12,103	13,792,255	829,183
	契 約 金 ・ 賞 金	4,122	1,673,788	163,591
	小 計	548,964	311,569,551	26,115,468
法第203条の2該当 公 的 年 金 等		111,999	120,190,226	1,489,705
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金		229,702	87,793,269	274,935
法第174条該当 馬主に支払われる競馬の賞金等		553	806,097	80,062
計		<b>891,218</b>	<b>520,359,143</b>	<b>27,960,168</b>
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

## (7) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税分又は は 免 税 分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公社債、預貯金の利子等	-	90,978	-	90,978	12,019
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分配	5,477	5,903,600	-	-	589,564
一般分 源泉分離選択 課税適用分 計	-	-	-	-	-
	5,477	5,903,600	4,644	5,908,244	589,564
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	5,554	-	5,554	1,111
給 与 ・ 賞 与 等	1,967	2,389,807	1,408,083	3,797,890	422,530
退 職 所 得	5	57,977	829	58,806	10,377
役 務 の 報 酬	651	2,368,964	402,762	2,771,726	446,647
工業所有権その他の技術に関する権利等 の使用料又はその譲渡による対価	102	2,231,199	984	2,232,183	190,439
著作権の使用料又はその譲渡による対価	234	997,968	-	997,968	84,641
貸 付 金 の 利 子	3,547	83,009	-	83,009	16,318
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は 航空機、船舶の貸付による所得	189	452,597	-	452,597	73,949
機 械 等 の 使 用 料	31	53,924	-	53,924	10,781
土地等の譲渡による対価	29	37,546,086	-	37,546,086	3,753,884
人的役務提供事業の対価	3,734	707,873	2,690	710,563	141,469
生命保険契約等に基づく年金	2,185	668,916	-	668,916	980
賞 金	-	-	-	-	811
合 計	-	53,558,452	1,819,992	55,378,444	5,755,520

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

## (8) 加算税の状況

区 分	不 納 付 加 算 税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	21,250	-	21,250
配 当 所 得 等	14,651	102	14,753
給 与 所 得	588,656	46,484	635,140
退 職 所 得	17,325	28	17,353
報酬・料金等所得	25,988	1,439	27,425
非居住者等所得	32,886	805	33,691
合 計	700,754	48,857	749,610

左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの				
区 分	適用の内容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 、 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基 金 利 息 の 分 配	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	26	189,406	18,941
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	205	965,124	81,365
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空 機、船舶の貸付による所得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
賞 金	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		231	1,154,530	100,306

## (9) 税務署別課税状況

署名	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金の等所得	非居住者等所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県計	272,526	640,251	232,393	26,408,230	816,412	1,634,055	64,025	30,067,890
松江市	153,850	553,000	145,162	16,536,146	721,074	1,564,126	47,047	19,720,404
浜田県計	33,483	109,913	19,037	3,551,893	32,847	119,275	4,194	3,870,641
出雲県計	82,238	462,516	22,137	6,186,460	79,654	165,824	20,939	7,019,766
益田市	23,173	83,589	-	2,358,813	9,439	86,250	6,742	2,568,005
石見大田	13,083	56,155	-	1,224,325	4,049	27,175	1,303	1,326,090
大田東郷	23,760	43,038	-	1,792,059	2,999	51,243	20,597	1,933,696
西郷	6,964	15,218	-	866,507	9,935	12,884	816	912,324
島根県計	336,550	1,323,429	186,335	32,516,202	859,997	2,026,775	101,638	37,350,927
岡山県計	1,035,585	6,723,766	1,230,319	102,403,108	2,735,913	6,482,913	414,276	121,025,881
岡山県東山	364,838	2,282,487	711,875	30,722,899	1,038,795	1,719,273	71,652	36,911,820
岡山県西山	127,855	927,737	134,943	18,972,617	538,304	2,975,405	118,098	23,794,958
西大寺	37,820	116,651	115	3,799,918	23,897	84,666	2,287	4,065,353
児島	35,480	255,136	11,270	3,364,480	63,709	237,623	3,567	3,971,265
倉敷	145,233	696,815	223,238	18,794,304	459,953	628,537	144,622	21,092,702
津島	43,758	343,464	1,094	3,597,578	56,958	85,888	200	4,128,940
津野	75,142	373,225	59,428	7,072,569	205,676	228,219	45,243	8,059,503
玉野	23,746	232,892	51,998	2,494,518	65,310	181,629	35	3,050,127
笠岡	61,187	1,183,679	27,577	4,578,045	80,562	93,009	22,181	6,046,240
高梁	34,727	114,974	120	2,105,901	143,415	40,743	3,234	2,443,115
新見	12,345	18,745	-	1,125,260	20,433	34,492	2,141	1,213,415
瀬戸	54,871	150,586	227	4,208,222	31,195	115,914	746	4,561,761
久世	18,585	27,375	8,434	1,566,797	7,707	57,514	271	1,686,682
岡山県東島	35,471,426	2,474,077	751,129	52,363,620	3,017,950	3,083,287	262,580	97,424,068
広島県南島	77,311	1,430,478	-	10,830,392	243,315	473,597	60,337	13,115,430
広島県西島	202,321	2,056,063	68,288	25,866,161	495,229	6,147,270	192,349	35,027,681
広島県北島	114,388	261,252	5,966	11,397,321	153,853	349,385	33,577	12,315,744
呉	207,861	198,092	94,198	13,342,368	597,801	292,054	50,260	14,782,633
竹原	51,832	68,634	10,907	2,417,414	65,384	69,292	2,381	2,685,845
三原	51,728	102,057	35,301	4,273,767	55,928	175,967	59,250	4,753,997
尾道	82,778	519,144	53,820	6,855,698	118,316	213,680	21,632	7,865,070
福山	221,085	871,821	378,493	24,727,034	511,779	918,831	152,586	27,781,630
府中	65,175	353,198	38,472	4,105,186	79,762	349,367	8,446	4,999,605
三原	25,812	48,921	23,564	2,858,245	69,390	68,899	7,872	3,102,702
庄原	21,848	60,067	19	1,469,469	13,713	26,642	120	1,591,878
西条	71,690	327,536	29,261	8,257,752	153,089	199,627	106,410	9,145,365
日田市	94,705	220,196	21,857	9,317,468	115,532	395,330	23,696	10,188,785
海田	268,126	733,389	-	15,119,884	215,707	256,260	3,722,559	20,315,924
吉田	15,544	26,757	-	1,224,945	6,831	40,307	-	1,314,383
広島県計	37,043,633	9,751,681	1,511,275	194,426,726	5,913,577	13,059,794	4,704,054	266,410,740
下関	136,624	487,789	163,839	13,237,675	308,522	700,381	40,032	15,074,862
宇部	164,806	411,031	143,576	10,446,758	99,958	270,763	40,524	11,577,416
山口県萩	109,251	1,125,472	45,634	16,081,984	590,651	2,495,199	208,259	20,656,449
萩	23,722	28,106	10,793	1,921,478	53,041	70,277	-	2,107,418
徳防	86,082	632,124	96,244	10,507,408	156,372	420,175	52,480	11,950,886
岩国	63,476	73,572	52,177	4,096,968	107,263	213,019	6,307	4,612,781
光	73,351	352,547	99,808	6,559,970	159,601	212,267	98,063	7,555,606
長門	32,227	50,472	-	3,514,693	98,170	113,111	7,643	3,816,316
柳井	22,007	32,218	5,435	1,603,189	21,410	46,979	235	1,731,473
厚狭	33,199	67,745	39,084	1,903,213	53,536	57,556	10,225	2,164,558
山口県計	763,145	3,273,708	656,590	71,807,403	1,655,495	4,756,630	471,527	83,384,497
全管計	39,451,439	21,712,833	3,816,911	427,561,668	11,981,394	27,960,168	5,755,520	538,239,934

(注) 「(1)利子所得等の課税状況」～「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

## (10) 税務署別源泉徴収義務者数

署名	利子所得等	配当所得	特定口座内 保管理所得 給与所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	
鳥取県	160	220	3	6,165	5,701	19
米子	289	246	3	6,360	5,743	11
倉吉	134	93	1	3,383	3,227	4
鳥取県計	583	559	7	15,908	14,671	34
松山県	221	341	4	7,069	5,900	18
浜田	165	108	2	3,390	2,691	5
出雲	213	216	1	5,025	4,075	6
益田	53	102	-	2,010	2,117	5
石見	44	45	-	1,275	1,100	2
大田	40	59	-	1,778	1,156	2
西郷	27	18	-	756	405	2
松山県計	763	889	7	21,303	17,444	40
岡山県	207	412	29	9,442	8,336	39
山陽	199	395	13	9,702	8,352	33
西大寺	106	77	5	2,877	2,127	6
児島	42	87	5	2,508	2,353	8
倉敷	247	248	20	9,544	8,537	29
玉島	70	65	5	2,518	1,990	2
津山	83	124	12	5,169	5,378	12
玉野	34	73	5	1,622	1,346	2
笠岡	73	87	6	2,772	2,208	9
高梁	77	40	2	1,154	788	2
新見	22	33	-	863	919	1
瀬戸	94	64	5	2,890	2,159	8
久世	43	38	4	1,320	1,372	2
岡山県計	1,297	1,743	111	52,381	45,865	153
広島県	162	346	10	8,623	8,104	73
広島東	82	198	-	5,365	4,704	14
広島西	177	591	6	11,269	10,831	58
広島北	187	220	1	8,878	7,616	25
呉	135	175	3	6,689	6,312	27
竹原	81	53	2	1,631	1,299	4
三原	79	82	4	2,800	2,571	14
尾道	102	168	6	4,918	4,152	18
福山	298	426	20	12,352	10,679	61
府中	119	120	6	3,682	3,546	6
三原	45	67	2	1,628	1,132	8
庄原	47	59	1	1,155	806	1
西条	74	98	2	3,477	2,738	11
廿日	189	155	1	6,421	5,519	23
海田	122	136	-	4,525	3,928	16
吉田	31	19	-	1,078	689	-
広島県計	1,930	2,913	64	84,491	74,626	359
山口県	257	338	4	7,466	6,875	11
下関	133	248	5	5,107	4,450	14
山陽	164	181	2	4,670	3,694	8
萩	71	40	1	1,902	1,253	-
徳山	108	228	5	5,632	4,426	23
防府	90	110	3	2,996	2,040	5
岩国	148	105	3	4,164	3,065	29
光	67	48	-	2,289	1,577	5
長門	72	41	1	1,423	986	1
柳井	82	48	2	1,522	982	6
厚狭	74	22	-	1,444	1,021	2
山口県計	1,266	1,409	26	38,615	30,369	104
全管計	5,839	7,513	215	212,698	182,975	690

調査時点 平成17年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。